

0歳児から2歳児クラスの第2子以降利用料(矢巾町認可外保育施設利用料無償化事業給付金)申請用
※給付金の申請のときに、申請書と一緒にこの領収証(原本)を提出してください。

記載例

令和 8 年 7 月 10 日

領収証

(令和 8 年 4 月分 ~令和 8 年 6 月分)

納入者 矢巾 太郎 様

納入者は、事前に保護者の方と確認し、本給付金の申請者(請求者)と同一となるようお願いします。

利用子ども氏名 矢巾 二郎

「運営事業者」は施設の運営主体(法人又は個人)を指します。

運営事業者名

●●●●

運営事業者住

矢巾町大字南矢幅13-123

施設名

▲▲▲▲保育園

代表者職氏名

園長 ●● ●●

印

上記「施設名」欄に記載の施設の利用に要する費用として、下記のとおり領収しました。

対象年月	利用料		領収金額 ①+②	摘要
	①矢巾町の給付対象となる利用料	②左記以外の費用 (教材費、給食費、行事費、送迎費等)		
令和 8 年 4 月	30,000 円	3,000 円	33,000 円	
令和 8 年 5 月	30,000 円	3,000 円	33,000 円	
令和 8 年 6 月	30,000 円	3,000 円	33,000 円	
合計	90,000 円	9,000 円	99,000 円	

納入者から領収した利用料の内訳について、備考欄を確認の上、記入願います。

【備考】

- 「①給付対象となる利用料」は以下の費用を除いたものを記載し、アからオに該当する費用は「②左記以外の費用」に記載してください。
 - ア 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用
 - イ 行事への参加に要する費用
 - ウ 食事の提供に要する費用
 - エ 認可外保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - オ アからエまでに掲げる費用のほか、保育の提供において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの